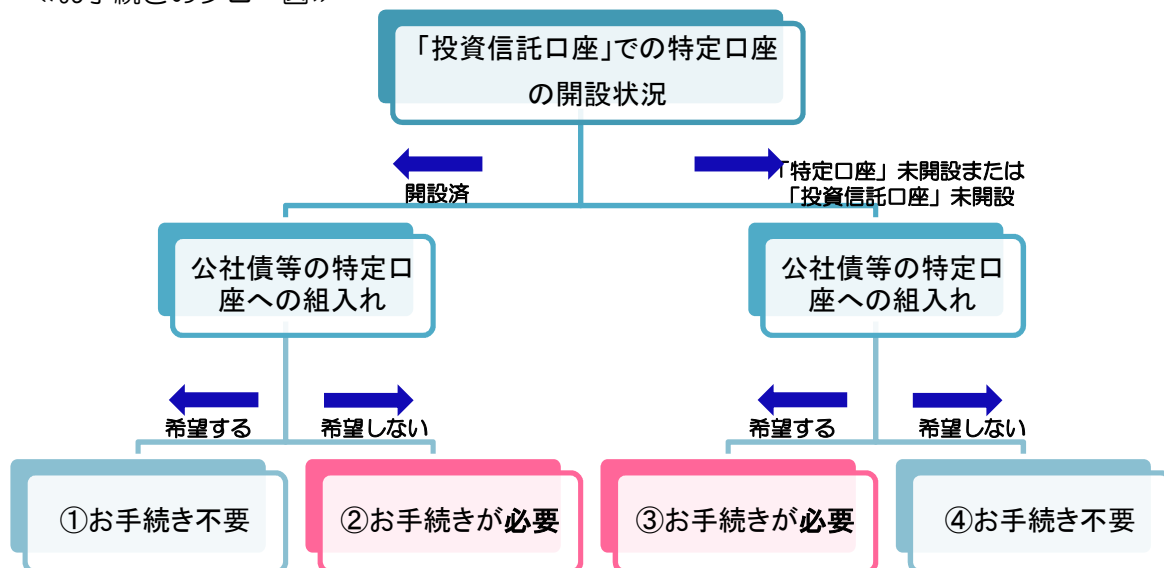


# お手続きのご案内

税制改正にともない、2016年1月より公社債・公社債投資信託（以下、「公社債等」といいます。）を特定口座で管理できるようになります。  
 お客さまが保有されている公社債等の特定口座への組入れについては、下記のフロー図をご参照のうえ、お手続きいただきますようお願いいたします。  
 なお、特定口座の開設状況や公社債等の保有状況についてご不明な場合は、お取引店までお問い合わせください。

## 《お手続きのフロー図》



## 《ご対応事項》

No.	お手続き	ご対応
①のお客さま	不要	平成27年12月末時点でお預りしている公社債等は、平成28年1月より「特定口座」でお預りいたします。
②のお客さま	必要	現在お預りしている公社債等について、 <u>特定口座への組入れを希望されない場合は、本年12月30日までに特定口座への組入れ非同意のお手続き*をお願いいたします。</u>
③のお客さま	必要	現在お預りしている公社債等について、 <u>特定口座への組入れを希望される場合は、本年12月30日までに「特定口座」開設のお手続き*をお願いいたします。</u>
④のお客さま	不要	平成27年12月末時点でお預りしている公社債等は、引き続き「一般口座」でお預りいたします。

\*お手続きには、ご印鑑（お届印）と本人確認書類（運転免許証、各種健康保険証等）をお持ちください。

お手続きに関するお問い合わせはお取引店までご連絡ください。

以上